

国・県、他自治体の補助金

資料4

短期入所（ショートステイ）整備に利用できる国・県補助金

補助主体	補助金名	設置者	対象施設	内容	補助額
①県（国庫補助あり）	社会福祉施設整備補助金	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、営利法人等	短期入所事業所等	創設、増改築等	県3/4、←国補助2/3 基準額14,000千円
②県	民間社会福祉施設整備促進事業費	社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、医療法人、NPO法人	同上 ※利用者の障害支援区分の平均が5.0以上であるもの等	同上	上記県費補助額の1/3に3/4を乗じた額が限度。

短期入所（ショートステイ）整備に対する他自治体の補助金<参考>

補助主体	補助金名	設置者	対象施設	内容	補助額
③八王子市	八王子市障害者通所施設等整備費補助	社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人	短期入所事業所等	創設等（消防設備加算あり） ※次に掲げるいずれかの者の受入可能であること等の条件あり。 ア 身体障害及び知的障害の重複障害者 イ 身体障害及び精神障害の重複障害者 ウ 0～3歳の障害児	本体工事 3,600千円/床 消防設備加算 675千円/床
④川越市	川越市障害者福祉施設等施設整備費市費補助金	①と同じ	①と同じ	①と同じ	①の国庫補助金の範囲内